

# 令和 2 年度 予算編成方針

令和元年 10 月 4 日  
宮 古 市

## 令和2年度予算編成方針

現状の経済情勢について、国の月例経済報告（令和元年9月）によると、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」とし、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」としている。一方で、「海外経済の動向などによる影響に留意する必要がある」としている。

このような中で、国においては、『経済財政運営と改革の基本方針2019』いわゆる「骨太の方針」、成長戦略である『成長戦略実行計画』及び地方創生を目指す『まち・ひと・しごと創生基本方針2019』を6月21日に閣議決定した。さらに、これらの基本方針等に加え、予算編成過程における歳出改革等の具体化の指針となる『令和2年度予算の全体像』を7月31日に取りまとめ、この指針を踏まえた『令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』を7月31日に閣議了解した。

『経済財政運営と改革の基本方針2019』では、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取組つつ、Society5.0の実現や潜在成長率の引上げ及び成長力の強化を進め、賃上げなど所得向上に向けた取組や地方での好循環の前向きな流れを確実にする取組等を通じて、成長と分配の好循環の拡大を目指すなどとしている。

また、『令和2年度予算の全体像』では、消費税率の引上げによる需要変動の平準化を図るための適切な措置を講じるとともに、Society5.0実現の加速や生産性の向上に向けた取組、イノベーションの利活用を通じて生産性・QOL（生活の質）の向上を実現する社会保障改革を重点的に推進するとしている。

地方財政においては、歳出水準について、国の一般歳出の取組と歩調を合わせつつ、歳出改革への継続的な取組を進め、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和元年度の地方財政計画の水準を下回らない

よう実質的に同水準を確保するとしている。

これらを受けて、令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針においては、高齢化等に伴う増加が見込まれる年金・医療等に係る経費や義務的経費及び東日本大震災からの復興対策に係る経費等を除くその他の経費について、前年度当初予算における当該経費の9割の範囲内の額で要求することとしており、その中で、地方公共団体の財政運営に大きな影響のある地方交付税の令和2年度概算要求額については、令和元年度当初予算を4.0パーセント上回る16.8兆円となっている。

本市における令和2年度予算は、本市のまちづくりの最上位計画である宮古市総合計画の策定を見据え、新たな将来像、新たな宮古市のまちづくりの実現に必要な施策を重点的かつ積極的に推進していくための、重要な位置づけとなるものである。

このような中、本市における令和2年度以降の財政状況は、歳入においては、人口減少による市税の減少に加え、市町村合併に伴う特例措置の終了による普通交付税の減少が見込まれる。歳出においては、扶助費や公債費など義務的な経費の増加に加え、震災を含めた災害への対応、公共施設やインフラ施設の長寿命化や老朽化した施設の改修などにより財源不足が見込まれることから、持続可能な行財政運営の確立のため、予算の重点化や効率的な執行、施設の再配置等による経常的経費の削減など、財源の大幅な減少を見据えた対応をしていかなければならない。

このことから、令和2年度の予算編成においては、宮古市総合計画に掲げる主要事業の実施や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、行政評価等の結果を適切に反映し、既存事業の実績や効果を効率性、有効性等の観点から徹底的に検証、見直しを行い、限られた財源の重点的な配分に努め、次の事項に十分留意して行うものとする。

## 記

- 1 東日本大震災からの復旧・復興に係る予算要求は、復旧・復興の完遂、総

仕上げとして、必要な事業をもれなく実施するよう留意すること。

2 宮古市総合計画に掲げる主要事業については、計画実現に向け、戦略的かつ着実に実施するため、事業内容を十分に精査すること。

3 予算要求は、各部局内で事務事業の必要性、緊急性及び優先度等に加え、目的に対する成果及び手法の妥当性についても検証した上で要求すること。

特に、緊急性及び優先度については、復旧・復興事業とそれ以外の事業のバランスを考え、復旧・復興事業が確実に実施できるようにすること。

なお、通常分の当初予算は年間予算であることから、基本的に補正予算は認めないものであること。

4 事務事業の企画立案においては、市民や決算特別委員会等の意見、要望及び監査結果報告等を十分に考慮するとともに、十分な現状把握を行い、実現可能性を慎重に判断したうえで、目的の明確化及び目標値の設定を行うこと。

5 本市の将来像の実現に向け、必要な情報の取得や分析を十分に行い、新たな施策の検討に積極的に取り組むこと。

なお、新規施策に要する経費の確保については、既存事務事業の抜本的な見直し、すなわち事務事業の「ビルド・アンド・スクラップ※」により対応するよう努めること。

※「スクラップ・アンド・ビルド」は壊してから創るが、「ビルド・アンド・スクラップ」は、最初にやりたいこと、やるべきことを決めて、そのために必要な資源を確保するために不要なものを廃止する考え方。

6 予算の調製に当たっては、事業の繰越が会計年度独立の原則の例外であることを十分に認識し、事業ごとに年度内に執行可能な事業量を十分に精査の上、多額な繰越や不用額が生じることがないように特に留意すること。

なお、事業執行が複数年にわたるものについては、債務負担行為などの所要の措置を講じること。

7 部局横断的な行政課題については、関係部局において十分な協議調整を行うこと。

8 施設等の整備にあたっては、基本計画の段階から運営体制をはじめ、機能

面や維持管理面等の将来負担も含め、フルコストで十分な検討を行うこと。

また、施設等の維持管理については、一時に多大な補修等の費用を要することがないように、『宮古市公共施設等総合管理計画』に基づき、長期的視点をもって、適正かつ計画的に行うこと。

- 9 経常的経費については、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう創意・工夫を図り、原則として前年度当初予算額を上限とし、さらなる節減に努めること。
- 10 扶助費については、事業手法や給付水準の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう適正な制度運用を行うこと。
- 11 補助金・負担金については、昨年度実施した補助金等の見直し結果を踏まえ、適正化に努めること。

特に、各種団体等に対する負担金及び会費については、支出の目的に照らし、所期の目的を達成した場合や成果が不十分と認められる場合、退会も含め、取り扱いを検討すること。

また、補助金については、補助対象経費を明確にするなど見直しを進め、原則精算することとし、厳正な審査の結果、次年度繰越が過大であるなどの状況がある場合は、次年度以降の補助金の減額又は不交付を検討すること。

- (1) 新規の補助金・負担金については、目的、目標値及び計画の見通しを必ず設定し、資料を提出すること。特に新規の補助金については、終期を設定（最長5年）の上、事業の効果を定期的に検証し、事業の終了又は見直しを行い、補助金の適正化を図ること。
- (2) 継続分の補助金・負担金については、漫然と前年と同額ではなく、事業内容等を十分に精査の上、収支決算書や評価資料（数字によるもの（参加人数や売上げなど）、数字で表現できない場合は文言で表現のこと）を必ず添付すること。

- 12 歳入については、受益者負担の原則による使用料等の見直しや貸付金等に

係る償還金などの債権管理の適正化を図り、一層の歳入確保に努めること。

また、新規事業・継続事業を問わず、国・県等の補助制度の活用を十分に検討し、新たな財源確保に積極的に取り組んだ上で要求すること。

- 13 財政情報の開示については、地方財政の全面的な「見える化」の取組を踏まえ、市民等へのより分かりやすい情報開示に努めること。

また、将来的には、統一的な基準による財務書類を活用した事業別・施設別のセグメント分析等を予算編成や『宮古市公共施設等総合管理計画』の推進に反映できるよう、地方公会計の整備に積極的に取り組むこと。